

令和6年度狩猟者登録事務実施要領

庄内総合支庁環境課

1 期日・場所

対象者	期日	時間	場所
鶴岡市、遊佐町在住の方	令和6年10月4日（金）	9:00～ 12:00	庄内総合支庁 12号・13号会議室
酒田市、庄内町在住の方	令和6年10月7日（月）	9:00～ 15:00	
鶴岡市、三川町在住の方	令和6年10月8日（火）	9:00～ 15:00	
鶴岡市、三川町在住の方	令和6年10月9日（水）	9:00～ 15:00	

2 提出書類

(1) 狩猟者登録申請書（登録する種別ごと必要）※総合支庁で配布（猟友会員は猟友会から送付）

(2) 写真（3.0cm×2.4cm）

※申請用の写真は、登録する種別ごと必要です。（例：わな猟と網猟を登録する場合は2枚）ほかに、登録証用に1枚準備してください。

※申請前6カ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの。（裏面に氏名と撮影年月を記入すること。また狩猟免状に「眼鏡等」と記載がある場合は眼鏡をかけて撮影すること。）

(3) 狩猟災害共済事業被共済者証又はハンター保険加入証（原本の提示 又は コピーの添付）

(4) 銃砲所持許可証（原本の提示 又は 顔写真ページのコピーの添付）

※第1種又は第2種銃猟を登録する者のみ

(5) 狩猟免状（原本の提示 又は コピーの添付）

(6) 狩猟税の軽減に関する書類（対象者のみ）

ア 県民税の所得割を納付することを要しない方

・ 県民税の所得割を納付することを要しない旨の市町村長の証明書（狩猟用）

※同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者で農林水産業に従事している者にあつては、市町村長の証明書と農林水産業に従事していることを明らかにした書面。

イ 対象鳥獣捕獲員の方

・ 対象鳥獣捕獲員であることを証する証明書

※市町村長が交付する対象鳥獣捕獲員であることを証する証明書

ウ 有害鳥獣捕獲従事者の方（指定管理鳥獣等捕獲事業の従事者を含む）

・ 登録申請前1年以内に県内において有害鳥獣捕獲に従事したことを確認できる書類

※許可証又は従事者証の写しに、従事年月日や従事内容を記載したもの

エ 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者の方

・ 認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し

・ 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書

・ 登録申請前1年以内に県内における捕獲に関し交付された従事者証の写し

・ 委託期間に登録申請前1年以内の日が含まれる委託契約書の写し

※（3）から（5）についても、登録する種別ごとに必要になります。

3 登録手数料 登録する種別ごとに 1,800 円（山形県収入証紙）

4 狩猟税額（現金）

※第一種銃猟免許で空気銃も含めて登録を受けた場合、空気銃が使用できます。

種別	I 通常登録	II 有害鳥獣捕獲従事者	III 対象鳥獣捕獲員及び 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者
第一種銃猟	16,500 円 〔11,000 円〕	8,200 円 〔5,500 円〕	免除 ※登録手数料は必要
わな猟又は網猟	8,200 円 〔5,500 円〕	4,100 円 〔2,700 円〕	
第二種銃猟	5,500 円	2,700 円	

〔 〕内の税額は当該年度の県民税の所得割を納付することを要しない者のうち、次のいずれかに該当する者に適用する。

- (1) 同一生計配偶者又は扶養親族に該当しない者
- (2) 同一生計配偶者又は扶養親族に該当し、かつ農林水産業に従事している者
- (3) 当該年度の県民税の所得割の納付を要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者

5 その他

有害鳥獣捕獲への従事について

有害鳥獣捕獲に従事するためには、直近の猟期において、使用する猟法の狩猟者登録を受ける必要があり、原則、狩猟者登録を受けないと有害鳥獣捕獲には従事できないので注意すること。

6 問合せ先

山形県庄内総合支庁 環境課 豊原 / 電話：0235-66-5706
(〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東19-1)